

いじめの防止等のための基本的な方針

新宿区立牛込第一中学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（第二条一項）

○いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う

○学校いじめ防止基本方針の目的

- ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的組織的に取り組む。
- ・学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、社会全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ・子供自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める子供の育成を目指す。

2 組織の設置及び組織的な取組み

いじめ防止対策委員会

○組織の構成

いじめ防止対策委員会は、校長、副校長、生活指導部、学年主任、担任で構成する。生徒がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じて関係職員を招集する。

○組織の役割

- ・教職員に対してのいじめ防止に関する研修を行い、生徒の発達等への理解を深め、発見及び対応能力を高める。
- ・生徒、家庭に向けていじめ防止の啓発活動を実施する。
- ・早期発見のためアンケート調査等の取り組みを組織的に実施する。
- ・生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級学年間の情報を収集・共有し、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ・いじめ事案発生に対する組織的な対応の中心となる。

いじめ理解のポイント

- ① いじめは重大な人権侵害であることを認識する。
- ② いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうることを認識する。
- ③ いじめは、見えにくいものであることを認識する。
- ④ いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ⑤ 生徒が「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない。

○年間計画

月	活 動 内 容
4 月	活動内容の確認 生徒共通理解研修 保護者会 教育相談 セーフティー教室
5 月	教育相談 授業参観
6 月	ふれあい月間（アンケート実施） 学校公開 学校説明会
7 月	保護者会
8 月	地域パトロール
9 月	学校公開 学校説明会
10 月	道徳地区公開講座
11 月	ふれあい月間（アンケート実施）
12 月	教育相談
1 月	
2 月	ふれあい月間（アンケート実施） 授業参観
3 月	小中学校による新一年生情報交換 保護者会

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

いじめ対策 6 つのポイント

- ① 子どものサインを見逃さない
- ② 教員一人一人の対応力を向上させる
- ③ 学校ではチームで対応する（一人で対応しない）
- ④ ケースに応じて関係機関と連携して対応する
- ⑤ 学校、保護者、地域との連携を推進する
- ⑥ 子どもに関係機関の周知徹底を図る

① いじめ防止の具体的取り組み

- ・ 休み時間等の巡回指導
- ・ スクールカウンセラーによる面談
- ・ 実態に応じた演習、講演
- ・ 道徳教育の推進
- ・ 学校説明会、懇談会等での保護者への啓発活動
- ・ 人間関係づくりを重視した活動の充実
- ・ ネットを介したトラブル防止のための取り組み

② いじめ発見の具体的取り組み

- ・ 定期的なアンケート調査
- ・ 年 2 回の教育相談活動
- ・ スクールカウンセラーと連携した相談活動
- ・ 小中学校間の連携強化
- ・ 地域との情報交換

③ いじめに対する措置

- ・ 速やかな対応策の検討、実施
- ・ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等
- ・ 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・ 警察等との情報共有、連携

④ いじめに対する研修

- ・生徒理解研修の充実
- ・いじめ防止及び対応に関する研修の計画実施
- ・スクールカウンセラーとの意見交換

⑤ 学校・家庭・地域連携事業等の活用

P T A運営委員会や学校家庭地域連絡協議会を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織をいじめ防止対策委員会を中核として設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対応や同種の事態の再発防止を図る。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

この方針は平成26年4月1日施行とする。